

1962年12月14日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時10分~午後3時58分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比 嘉 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 六	6番	仲 村 春 果
7番	稻 領 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 明
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 得	14番	仲 村 喜 水	15番	宮 城 盛 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	武 島 行 男	20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 藏 清 次郎

3. 欠席議員はなし

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは、次のとおりである。

市長 仲 村 春 勝 助役 呉 屋 真 徳 収入役 仲 村 春 松
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一
建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥屋 将俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松 川 正 義 書記 照 屋 毅 伊 佐 正 義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 諮問第3号区長制度廃止に伴う取扱いについて。

日程第2. 諮問第2号末端行政区画について。

1962年12月14日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時10分~午後3時58分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	大久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	稻領正康	8番	石田英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川升
13番	伊佐真得	14番	仲村喜水	15番	宮城盛昌
16番	官里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎

3. 欠席議員はなし

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは、次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	具屋具徳	収入役	仲村春松
総務課長	松川正義	財政課長	当山全喜	経済課長	次し安一
建設課長	桑江良徳	水道課長	奥里将俊		

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅 伊佐正義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 諮問第3号区長制度廃止に伴う取扱いについて。

日程第2. 諮問第2号末端行政区画について。

7. 会議の顛末

議長～出席17名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しますので、只今より第4日目の会議を開きます。

(午前10時10分)

議長～日程第1. 諮問第3号区長制度廃止に伴う取扱いについてと、日程第2. 諮問第2号末端行政区画については関連連致しますので、一活上程致します。

両諮問案とも質疑のまま継続審議になつておりましたので、引続き質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午前10時13分)

議長～3番. 4番. 14番. 18番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午後零時40分)

議長～午前の日程はこれを以つて終ることに致します。午後は1時30分より再開致します。

議長～再開致します。(午後2時27分)～(全員出席)

議長～諮問第3号については、8日、9日と審議をなし、さらに休憩中においてほとんど質疑もつくされたと思いますが、質疑を打切つてよいかどうかお諮り致します。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので諮問第3号の質疑を打切ることに致します。

議長～では諮問第3号区長制度廃止に伴う取扱いについて討論を願います。

14番～今までに検討した結果、現段階では第5案. 各末端組織の代表者と事務委託契約をするという案が一番望ましいと思います。

議長～只今第5案. 各末端組織の代表者と事務委託契約をするという案が一番望ましいとの御意見がございますが、外にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

7. 会議の顛末

議長～出席17名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しますので、只今より第4日目の会議を開きます。
(午前10時10分)

議長～日程第1. 諮問第3号区長制度廃止に伴う取扱いについてと、日程第2. 諮問第2号末端行政区画については相関連致しますので、一括上程致します。
両諮問案とも質疑のまま継続審議になっておりましたので、引き続き質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午前10時13分)

議長～3番. 4番. 14番. 18番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午後零時40分)

議長～午前前の日程はこれを以つて終ることに致します。午後は1時30分より再開致します。

議長～再開致します。(午後1時27分)～(全員出席)

議長～諮問第3号については、8日、9日と審議をなし、さらに休憩中においてほとんど質疑もつくされたと思いますが、質疑を打切つてよいかどうかお諮り致します。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので諮問第3号の質疑を打切ることに致します。

議長～では諮問第3号区長制度廃止に伴う取扱いについて討論を願います。

14番～今までに検討した結果、現段階では第5案。各末端組織の代表者と事務委託契約をするという案が一番望ましいと思います。

議長～只今第5案。各末端組織の代表者と事務委託契約をするという案が一番望ましいとの御意見がございしますが、外にありませんか。
なければ討論を打ち切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を打ち切ることに致します。

議 長～諮問第3号、区長制度廃止に伴う取扱いについてを表決に付します。

議 長～本諮問案に対し、第5案、各末端組織の代表者と事務委託契約をするという案を答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、第5案の各末端組織の代表者と事務委託契約をするという案を答申することに御異議をまじりません。

” ～(費休致致と致す)午後3時47分

” ～再開致します。(午後3時50分)

” ～諮問第2号末端行政区画について、質疑打切の声がありますが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、質疑を打切ることに致します。

” ～では討論を願います。

” ～討論省略の声がありますが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を省略致します。

” ～では諮問第2号、末端行政区画についてを表決に付します。

” ～諮問案通り答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問案通り答申することに決定致します。

” ～暫休憩致します。(午後3時55分)

” ～再開致します。(午後3時58分)

議長～御異議がないもの認め、討論を打ち切ることに致します。

議長～諮問第3号、区長制度廃止に伴う取扱いについてを表決に付します。

議長～本諮問案に対し、第5案、各末端組織の代表者と事務委託契約をするという案を答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、第5案の各末端組織の代表者と事務委託契約をするという案を答申することに御異議ございませんか。

”～(暫休致と既述)午後3時47分

”～再開致します。(午後3時50分)

”～諮問第2号末端行政区画について、質疑打切の声がありますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑を打切ることに致します。

”～では討論を願います。

”～討論省略の声がありますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を省略致します。

”～では諮問第2号、末端行政区画についてを表決に付します。

”～諮問案通り答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問案通り答申することに決定致します。

”～暫休憩致します。(午後3時55分)

”～再開致します。(午後3時58分)

議長～以上以つて全日程終了致しましたので、第4回宜野湾市議会臨時会を閉会することに致します。

長期にわたり貴重な御審議をしていただき、どうも御苦労でした。
閉会（午後3時59分）

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1962年12月14日

~~臨時会~~

宜野湾市議会議長 古波藏 清次郎

宜野湾市議会臨時議長 伊佐真得

宜野湾市議会仮議長 伊佐真得

議事録署名議員 堀天久登

議事録署名議員 18番 伊佐真得